

後期高齢者医療被保険者証等が 8月1日更新されます。

現在の保険証は

7月31日まで



8月1日からは **うす緑色**

7月下旬に簡易書留郵便で送ります。

限度額適用(・標準負担額減額)認定証をお持ちの方で

8月からも発行できる区分であれば保険証とは別郵便でお届けします。



被保険者証の自己負担割合(1割、2割、3割)は、世帯内の後期高齢者^{※1}の方の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、8月～翌7月末までの自己負担割合を世帯単位で判定します。

現役並み所得者(課税所得^{※2}が145万円以上)に該当するか

該当する

該当しない

世帯内後期高齢者^{※1}のうち
課税所得^{※2}が28万円以上の方がいるか

いない

いる

世帯に後期高齢者^{※2}の方が2人以上いるか

1人だけ

2人以上

「年金収入^{※3}+その他の合計所得金額^{※4}」が200万円以上か

「年金収入^{※3}+その他の合計所得金額^{※4}」が320万円以上か

200万円未満

200万円以上

320万円未満

320万円以上

世帯全員が
3割

世帯全員が
1割

1割

2割

世帯全員が
1割

世帯全員が
2割

※1 75歳以上の方または65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方

※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

●問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973